



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、平成23年2月に「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」¹（推進期間：平成22～26年度。以下「ビジョン」という。）を策定し、従来の食品等事業者²（以下「事業者」という。）への監視指導や抜き取り検査など、いわゆる食品衛生法³に基づく規制行政のほか、食品安全基本法⁴の理念や方針を取り入れ、食品の安全性の確保を基本に、食産業や観光の振興も視野に入れた食の安全・安心に関する総合的な施策を進めてきました。

また、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指すために、平成25年3月に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」⁵（以下「条例」という。）を制定し、食の安全・安心の確保に関する本市の決意を明らかにするとともに、事業者に自主回収の報告を義務付けるなど、実効性のある仕組みを作りました。

さらに、ビジョンの基本方針や条例の基本理念に基づき、庁内関連部局と連携しながら着実に施策を進め、進捗状況については安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議⁶（以下「推進会議」という。）に報告するとともに、ホームページや情報誌等を活用して、広く市民に公表してきました。

¹ さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン

平成19年に発生した市内の食品製造事業者による賞味期限改ざん事件により、市民の食に対する不安が急増したことを契機に、外部委員会からの提言を踏まえ、平成23年2月に策定した食の安全と信頼の確保に関する施策の中長期的な方向性を示す指針。従来の規制とともに市民、事業者との連携・協働も積極的に進める“「規制」と「連携・協働」の両輪による施策の展開”を基本方針としています。

² 食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売を行う事業者や集団給食施設（学校、病院、社会福祉施設等で多数の人に食事を供給する施設）の事業者。具体的には、農林水産物の生産者、レストラン、食堂などの飲食店やスーパーマーケット、食品製造施設等の事業者をいいます。

³ 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的として昭和22年に制定された法律。食品、添加物、器具及び容器包装の規格基準、表示、検査等について規定しています。また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止のため、違反品の回収、廃棄や営業施設の禁止・停止等の処分についても定めています。

⁴ 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として平成15年に制定された法律。基本理念として、食品の安全性の確保は、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて取り組むことなどが定められています。

⁵ 札幌市安全・安心な食のまち推進条例

市民、観光客等の健康を保護し、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現することを目的として、平成25年4月に施行された条例。事業者及び札幌市の責務、市民の役割や食の安全・安心の確保に関する基本理念、自主回収の報告を義務付ける規定などが定められています。

⁶ 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

条例に基づく市長の附属機関。市民、事業者、学識経験者等で組織され、推進計画、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べます。

しかし、平成23年の福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散問題⁷といった未曾有の事故、平成24年の本市での浅漬による食中毒事件⁸、全国各地のホテル等での食品表示偽装問題⁹など、相次いで食の安全・安心を脅かす事件・事故が発生しており、食に対する市民の不安や不信感は依然として高い状況にあります。

食の安全と安心は、市民の健康で豊かな日常の食生活の基盤であるとともに、札幌の食産業や食の魅力、観光等を支える重要な基盤でもあります。一方、ひとたびその安全と安心が揺らぐと、市民生活のみならず、食産業や観光にも大きな影響を与えることとなります。したがって、食の安全と安心の確保に関する「規制」と、市民、事業者及び札幌市の「連携・協働」の両輪による施策の一層の強化・充実が必要であり、その推進においては、食を通じた市民生活の向上、食の魅力を生かしたまちづくりの発展を念頭に置く必要があります。

こうした状況を踏まえ、このたび、条例の基本理念のもと、市民及び観光客等の健康を保護し、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

⁷ 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により当該発電所建屋が破損し、大量の放射性物質が環境中に放出された結果、福島県をはじめ東北や関東地方で生産されている農畜産物に暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限が行われたという事態となりました。さらには、放射能に汚染された水が海に漏れ出し水産物にも影響が見られました。

⁸ 浅漬による食中毒事件

平成24年8月に、札幌市内の漬物製造施設で製造された浅漬を原因食品として発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件。患者169名、死者8名となり、この事件を受け、国は漬物の衛生規範の見直しを行いました。

⁹ 食品表示偽装問題

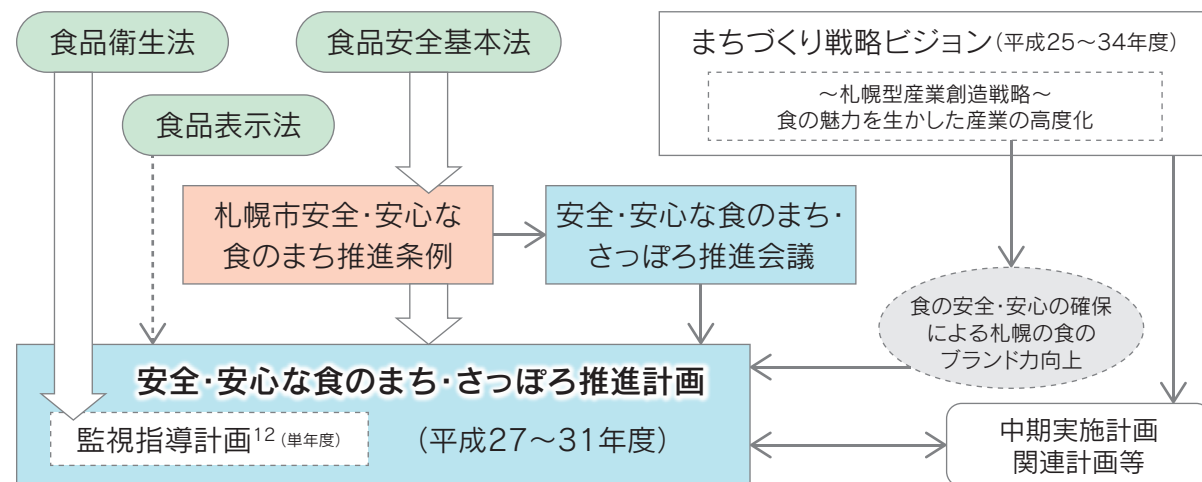
平成25年10月以降、全国各地のホテル、百貨店等において、「バナメイエビ」を「芝エビ」と表示するなど、メニュー表示とは異なる食材を実際に使用していた事例が次々と発覚しました。平成25年12月に消費者庁からホテル等を営業する3社に対し、景品表示法違反による措置命令が行われました。

2 計画の位置づけ

推進計画は、条例の規定に基づき、推進会議の審議を経て、食の安全・安心の確保に関する施策の大綱のほか、施策を実施するための必要な事項を定めたものです。また、札幌市まちづくり戦略ビジョン¹⁰（以下「戦略ビジョン」という。）の札幌型産業創造戦略において、食の魅力を生かした産業の高度化のため、食の安全・安心の確保による食産業の基盤を強化、札幌の食のブランド力を向上させることが掲げられています。

したがって、推進計画に示す施策や事業等は、市民及び観光客等の健康の保護を基本とし、食に関する他の施策を安全・安心の面から支える基盤であるとともに、札幌市の将来のまちづくりにおける都市経営の一部を成すものとして、戦略ビジョンの中期実施計画¹¹や関連計画等と整合性を保ちながら、相互に連携して推進を図ります。

【推進計画の位置づけ】



¹⁰ 札幌市まちづくり戦略ビジョン
札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」。計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間であり、目指すべきまちの姿を描いた「ビジョン編」と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した「戦略編」で構成。

¹¹ 中期実施計画
戦略ビジョンの施策を計画的・効果的に推進していくため、戦略ビジョンを幾つかの中期計画期間に区切り、計画期間内に重点的・優先的に実施すべき施策・事業をより具体的に定めた計画。

¹² 監視指導計画
正式には「札幌市食品衛生監視指導計画」。食品衛生法第24条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示）に基づき、札幌市が毎年度、市民から意見を募集した上で策定する計画。監視指導の実施や事業者による自主的な衛生管理の推進、市民への食品衛生情報の提供などについての計画であり、札幌市は、この計画に従って各種の事業を実施することで食の安全を確保し、市民の健康の保護を図っています。

3 計画の期間

推進計画は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間の期間とします。

なお、社会情勢の変化等に応じ、見直しが必要になった場合は計画期間中であっても見直します。

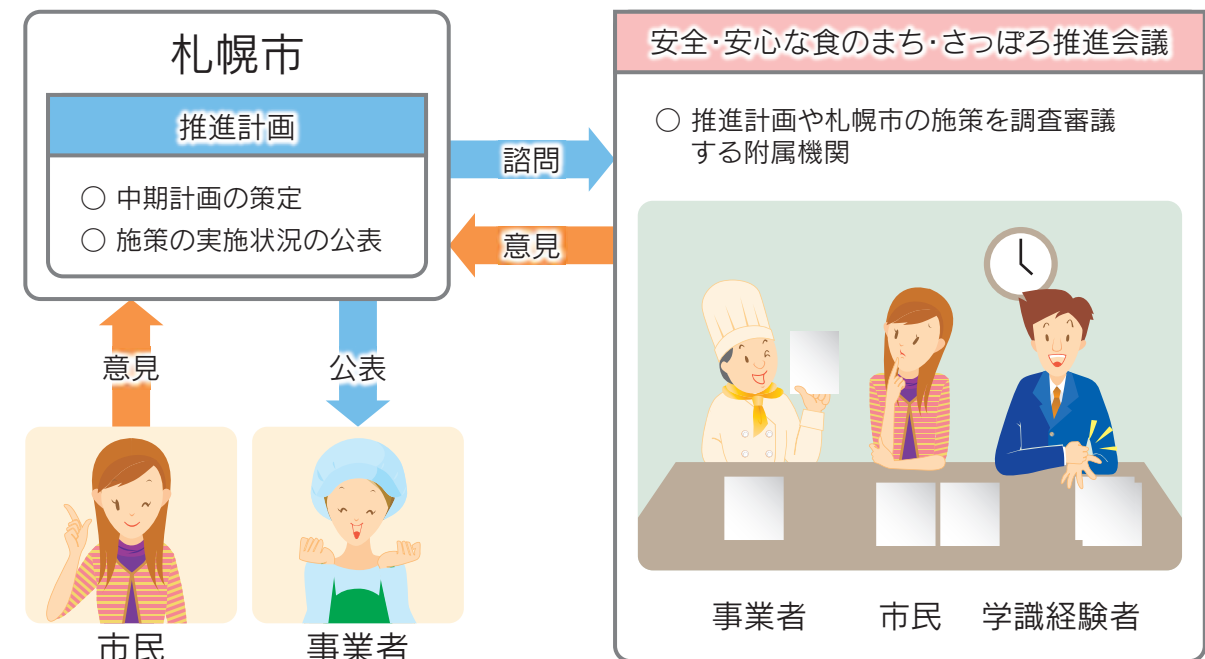
4 計画の推進体制

(1) 推進会議における審議

推進会議は、条例の規定に基づき設置され、推進計画及び食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べる札幌市の附属機関として位置付けられています。市民、事業者、学識経験者等の20人以内によって組織され、任期は2年です。

施策の透明性を高めるため、推進計画の実施状況を毎年度、推進会議に報告します。

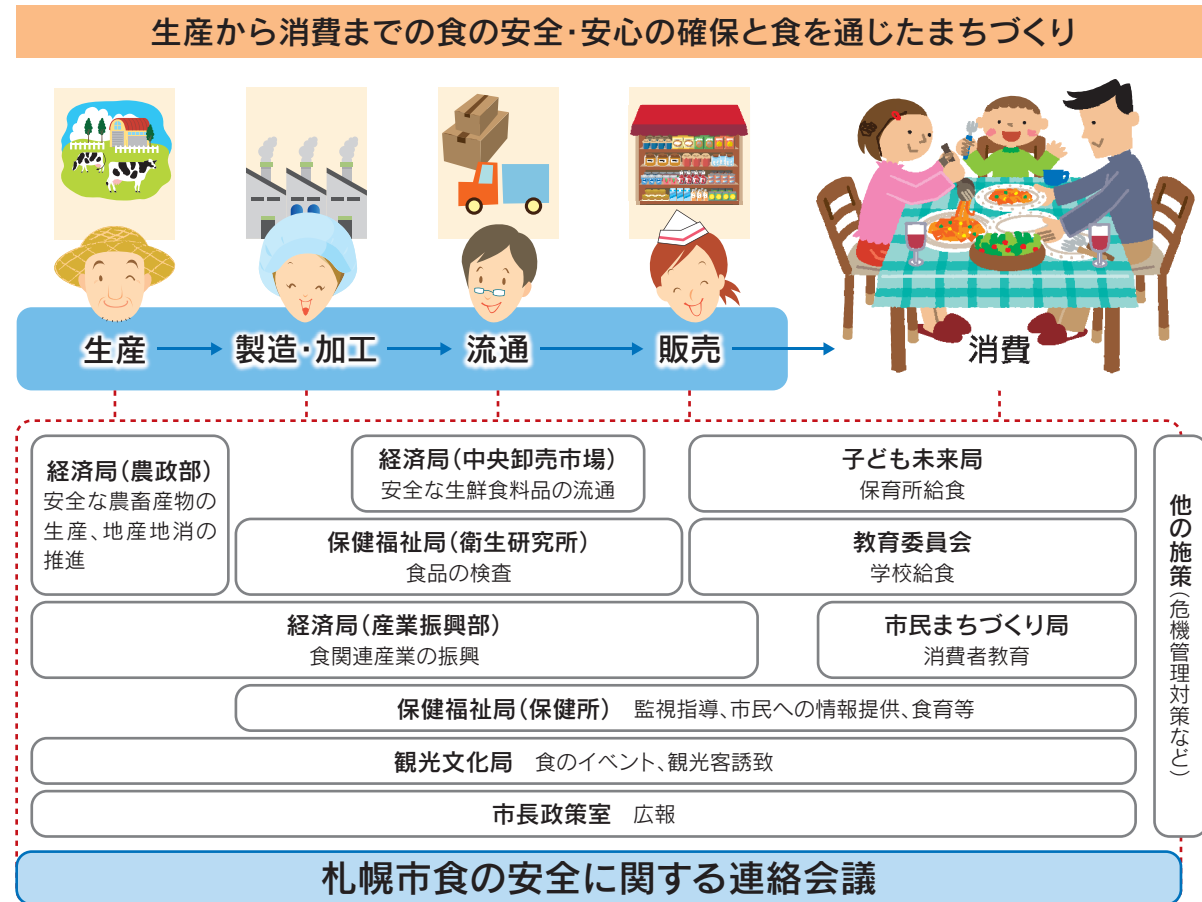
なお、推進計画を変更する際についても、推進会議で意見を聴くなど、市民等の意見を反映させます。



(2) 庁内の連携

札幌市では、平成15年度から「札幌市食の安全に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を常設し、生産、製造、流通から消費までの食に関する関係部局の連携を強化し、市民の健康の保護を図っています。この連絡会議を核として、庁内の連携を図りながら、推進計画に基づく施策を実施します。

【庁内の連携】



(3) 関係機関・団体との連携

広域に流通する食品の安全確保や適正表示の徹底など、効果的な施策の推進に向け、関係省庁や北海道をはじめとする関係機関・団体との情報交換や連携を図ります。

さらに、科学的な知見が集積する研究機関との連携に努め、情報の収集を行います。

5 計画の進行管理

施策の透明性を高めるために、毎年度、実施状況を推進会議に報告するとともに、その内容を公表します。